

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第5回 会議録

日 時	令和元年10月2日(水) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、田川、佐藤、須崎、奥田、大石、高橋、折笠、木村、瀬尾、中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、相良主査、曾山主査、鈴木主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	市川	
記録者	事務局		
項目	開会 1. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例の素案について 閉会		
詳細			
開会	<p>【委員長】</p> <p>これより第5回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を始める。今日の会議の獲得目標は素案全体に目を通していただいて意見をいただくこと。これまでの議論を踏まえて今回事務局から出された条例の素案について協議する。流れとしては、今回の10月、そして次の11月でほぼ内容についての検討は一区切りし、12月は最終的な確認とする。中身の具体的な検討は本日メインで行っていきたい。それでは次第1、(仮称)多摩市障がい者差別解消条例の素案について事務局から説明をお願いします。</p>		
1. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例の素案について	<p>【事務局】</p> <p>資料1をご覧ください。項目立ての新旧表になっている。左側が前回8月の市民委員会の際に出した構成。右側が今回素案で配布した構成。構成変更の主な理由は、①多摩市の条例として見せたい内容を章、節、条の項目で掲げられるよう、章立てを変更した。②前回、相互理解を条例の柱としていきたいとお話させていただいたが、市民委員会や庁内委員会等で意見をいただき、「共生社会の実現」という表現に変更した。内容は前回の相互理解のときにご覧いただいたものと大きく変わっていない。③市の責務を見れば何をやるかわかるようにするつくりを予定していたが、共生社会の実現に向けた取り組み等に記載する内容と重複するため、市の責務(新・第4条)には全体にかかるもののみを入れ、それぞれの条でより詳しい内容のものを入れる。④聴覚障害者協会や委員会、それ以外の場でもいただいている話を元に第15条 手話に対する理解の促進という項目を今回追加した。</p> <p>今の説明を踏まえ、資料1を見ていただく。</p>		

前回の第 1 章と第 4 章を今回第 1 章・第 2 章でまとめた。前回の第 2 章・第 5 章・第 6 章を今回第 3 章 差別の解消として一つの章にまとめた。前回の第 3 章 相互理解の促進を今回第 4 章 共生社会の実現に向けた基本となる施策に変えた。順番の入れ替えをかなり大きく行っているが、内容は前回までのものと趣旨は大きく変わっていない。この後また素案の方で詳しく説明をする。資料 1 についての説明は以上。

続いて資料 2 について説明する。条例の素案ということで、項目としては前文から始まり第 5 章の雑則まで記載の通りの作りになっている。

まず前文。

こちらは自立支援協議会の下部組織である権利擁護専門部会の方で主に議論をしていただき、今回お示しさせていただいている。流れとしては、障害の有無に関わらず一人一人が尊厳を重んじられる・権利を有しているにも関わらず、多くの制限を受けてこれたというところを前提に書かせていただき、その後、権利条約の採択や、それを踏まえて、日本の中でも法整備が進んできたということを書かせていただいた。その次に、私たちの住む多摩市にも障がいのある方が暮らしており、地域で生活する方も増えてこられた。ただ、社会的障壁や偏見、無理解によって、差別と感じたり、生きづらさや困難を感じている状況に置かれているということを書かせていただいた。これらの状況を一人一人が認識し、障壁をなくしていく必要があり、障がい者が当たり前で安心して暮らせる街は、障がいのない人にとっても暮らしやすいと示した。最後に、多摩市が目指す健幸都市へということにも触れながら共生社会をつくる第一歩として本条例を制定する、とまとめている。前文については以上。

続いて第 1 章 総則。

第 1 章には目的と定義を入れている。こちらについては、資料の中で、明朝体で書かれている部分は条文のもので、太字の※の後にポップ体で書かれているものが、皆様からいただいた意見や今回変更した部分。今回全ての説明はせずに、変更などがあったところについていくつか説明をさせていただく。

まず定義のところ。障がい者の定義について本委員会の委員から「医療的ケア児についても含まれるのではないか」という提案をいただいたが、こちらは障害者基本法や差別解消法に倣い、条文中の『その他の心身の機能の障害』に含まれると考え、このままの記載とさせていただいた。続いて、差別の定義。以前はこちらに『合理的配慮を提供しない』ということも差別に含めていたが、そのような記載にすると、第 6 条で市民の方も合理的配慮が義務になるということで、定義では『不当な差別的取扱いをすること』のみの記載とした。(5) 社会的障壁から(9) 共生社会にかけての定義は資料の※で書いている通りなので省略をさせていただく。

続いて第 2 章 基本理念と責務。

基本理念と責務は総則に入れている自治体が多いが、全ての市民、事業者が気をつけるべきこととして強調したいので、今回新たに章立てする。

第 3 条 基本理念について。こちら自立支援協議会の下部組織である権利擁護専門部会の方でも意見をいただいた。(1) の下線部分「地域で自立して生活することを含め、ど

ここで誰とどのように生活をするかについての選択が尊重される」という部分を今回追加した。(3)は多摩市の条例の中でも特徴の一つとして考えている。差別解消法で言われている差別以外にも、障がい者自身が感じる差別をなくしていきたいという姿勢をこちらに入れてある。また、一人一人に合った対応をするということもこちらに入れてある。

第4条 市の責務について。全体に係るポイントを5つに絞って記載をしている。

第1項では、必要な施策については行政計画等で定めながら総合的に計画、実施していく旨を書いている。第2項では、市民委員会からいただいた意見を反映し、障がい当事者に対するアプローチについて記載している。第3項では、「一人ひとりと向き合う」ということを多摩市の姿勢として、基本理念と同じくこちらにも記載している。

第5条 市民及び事業者の責務について。第3項は、市民委員会にて「障害理解について事業者が事業者内で行う周知についても重要ではないか」という意見をいただいたため追加した。

後ほど合理的配慮のところでも説明するが「事業者は、障がい者を雇用した場合、働きやすい環境を整備するよう努める」という内容は、こちらではなく合理的配慮の方に入れ替えた。

続いて第3章 差別の解消。

こちらは第7条 合理的配慮の提供の部分が大きく変わっている。前回までは、場面ごとの合理的配慮が具体的に記載されていなかったが、今回は資料の11ページ(1)から(14)のように、施設又は公共サービスを提供するとき、お店、不動産、のように場面ごとに記載するよう見直した。前回の市民委員会や自立支援協議会、権利擁護専門部会などで「市民の方が見たときにどのような場面で合理的配慮を行うのかがわかりにくいのではないか」といった意見をいただいたので国立市の条例で定めているものを参考に項目として入れた。

第2項も本市の条例の特徴の一つとして考えている。合理的配慮が適切に行われるように(1)からポイントを記載している。ポイントは12ページの一番上、先ほどの基本理念等のところにも入っているが、一人ひとりの障がい者に向き合って話を聞くという内容を反映している。また、合理的配慮の提供を支援する施策を実施するといったものも入れている。

後ほど意見をいただきたいところであるが、12ページの中段※部分について。庁内委員会委員から障がい者からの発信についても入れてほしいと意見があり、以下のような内容を追加するか検討させていただきたい。内容は「障がいのある人および支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障害を理由とする困難または必要な配慮の内容について、配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする。」この文は所沢市の条例の引用をしている。障がい者から直接言っていれば気づける部分もあるのではないかとということで、このような条文を入れられないか考えている。

続いて第2節 差別の相談体制。こちらについては前回は資料では提示したが、市民委員会で意見をいただくのは今回が初めて。まず、相談について。障害福祉課が最初の相談窓口とする方向で考えている。第1項で「障がい者およびその関係者は、市に対し、差

別に関する相談をすることができる」としているが、『関係者』の部分は他市では『家族、後見人、支援者、事業者』など具体的に記載しているところもある。どのような書き方が良いか意見をいただければありがたい。

続いて第9条 助言又はあっせんの申立て。市にまず相談をいただいて、その調整の中では解決しないことがあった場合には、差別に該当すると思われる事案について、市長に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる旨を記載した。

それに基づいて第10条 事実の調査。申立てがあったときは事実に対して調査を行う。事実の調査について、まだ検討中ではあるが、第三者機関が行う方向で検討している。

第11条では、申し立てがあったときは第13条に記載の「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」に対して諮問することができる旨を記載している。

第12条 勧告及び公表。差別をしたと認められる者が正当な理由なく助言やあっせんに従わないときには勧告をすることができる。また、それに従わないときには公表することができる旨を記載している。市民委員会委員より「罰則を入れるかどうか。せめて公表は入れた方が良い」と意見があり、都の条例に倣って公表についてのみ定めている。

続いて第3節 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会。こちらは今回新たに組織を設け、自立支援協議会などとは別の組織としたいと考えている。事務内容は第2項の通り。続いて第4章 共生社会の実現に向けた基本となる施策。

今まで市の責務や相互理解の促進等の条に入れていたものを、こちらの第4章にまとめた。第14条は障害および障がい者に対する理解の促進。

第15条 言語としての手話の理解啓発。こちらは今回新たに追加した。

第2節 共生社会の実現に向けた取り組み。第16条 共生社会の実現に向けた取り組みにて、教育、雇用について入れさせていただいた。

最後、第5章は雑則について定めている。

長くなったが、条例素案について全体の説明は以上。こちらの条文は現在庁内や文書の担当部署とも調整中のため、表現については変更の可能性があるのでご了承ください。方向性はこのようにいきたいと考えている。

#### 【委員長】

それではこれから協議に入る。全体の量が多いので、まずは全体に関わる意見を受ける。その後、まとまりごとに検討する。第1のまとまりが第1章と第2章について。第2のまとまりが第3章について。第3のまとまりが第4章と第5章について。このような時間配分で進めていく。

それではまず、章ごとではなく全体に関わる意見は何かあるか。

#### 【委員】

全体の問題として、文を分かりやすくつくった方が良い。障がい者に説明するのは大変。また、最後の部分で手話に関して定められているが、聴覚障害者協会としては意見して

いなかったのに、突然入っていて驚いた。手話は言語であるということの背景について説明がない。聴覚障がい者とのコミュニケーションは筆談もある。視覚にも聴覚にも障がいがある人には触手話もある。また、聴覚障害でも全く聞こえない人だけではない。そのことも背景として載せてほしい。事務局から事前に説明もなく、考え方が分からない。相談も受けていない。後ほど事務局と文章を変える必要があるのか相談させていただきたい。

社会のインフラ、システムということ言えば、まだまだ障がい者に対する差別がたくさんある。医療現場では、赤ちゃんが生まれて聴力検査を行っているようだが、そこで聴覚障害が見つければ、人工内耳を勧められることがある。聞こえるようになることが必要だと考えている人が増えている。そのような状況に驚いている。

差別解消条例をつくるのであれば、手話についても前文に入れてほしい。

**【委員長】**

第 15 条の取り扱い、説明の仕方については、章ごとの議論でさせていただきたい。文章の分かりやすさについても、話を伺うと、第 15 条の背景の説明があった方が分かりやすいということで、第 15 条に関連する内容だと理解したがよろしいか。

**【委員】**

違う。突然この条文が入った。改めて、事務局から聴覚障害者協会に対してこれで良いかとの判断を仰いでほしい。

手話言語条例をつくりたいという思いがある。条文を読むと、この内容は合わないと思う。手話について入れるのであれば、他の要約筆記等の方法も書いていただきたい。考え方が我々と違うのかなと思うので事務局と改めて相談したい。

**【委員長】**

わかりました。その件については改めて事務局と検討していただく。

全体をどのように分かりやすく、伝わりやすい文章にしていくかについては、委員会でもわかりやすい版を作った方が良いのではないかという意見も出ているので、恐らく今日は取り扱えないかもしれないが、ある程度全体の内容がまとまったところで検討させていただく。

事務局からもコメントをいただきたい。

**【事務局】**

前文や素案を出す段階では、権利擁護専門部会の方でも少し話をさせていただいた。聴覚障害者協会の方が部会に出席いただいていたので、事務局から十分お伝えできず、こちらも課題はあった。聴覚障害者協会から今までお話をいただいているように、事務局としては手話の言語権を確保する重要性や情報コミュニケーションの確保の必要性を趣旨として入れていきたい。この場で一言一つを整理することは難しいので、

次回の会議までに聴覚障害者協会と話をして整理したい。条例に入れる文章は次回の委員会の中で整理させていただきたい。

**【委員】**

事務局にお願い。これは合理的配慮の条例。言語権とは別の問題。差別解消条例は合理的配慮をしていただくようお願いする約束の条例だと思っている。人権の条例ではない。手話は言語であるという背景は長くなるので、この条例に入れるのは難しい。従って、別に言語条例が必要ではないかと思う。改めて相談させていただきたく。

**【委員長】**

第 15 条については、今日議論するというよりも、1 回調整をして議論した方が良いと感じた。それでは次に進む。

時間が限られているので、少し調整。まずは前文、第 1 章、第 2 章をまとめて検討したい。何か意見はあるか。

**【委員】**

第 2 章第 3 条。「地域で自立して生活することを含め、どこで誰とどのように生活するかについての選択が尊重され、」の一文が入ってよかった。言葉もわかりやすい。

**【委員長】**

その他、前文、第 1 章、第 2 章で意見はあるか。

**【委員】**

第 1 章の総則について。どこの市も一文で最初から最後まで書いてある。聞いていてかなり長い。一文で終わるようにつくる意図があるのか。多摩市はもう少しわかりやすい文章になるよう工夫しても良いのではないか。

また、第 2 条（3）不当な差別的取扱いについて。漢字が多すぎて、聞いていて何が定義なのか分からない。全体的に漢字を減らす、読点、句読点を入れる等、分かりやすい様に工夫してほしい。

**【委員長】**

これは全体にも関わること。文章をもう少し短めに区切る等の工夫をしてほしいという意見。これについて事務局は意見があるか。

**【事務局】**

なるべく短い文章で分かりやすくなるよう調整したいと考えている。文書の担当部署と調整し、また検討させていただきたい。

【委員長】

短めにした方が誰にとっても分かりやすく、音声情報で聞いたときにも分かりやすいという意見。よろしくお願いします。

他に意見はあるか。

【委員】

第1章第2条(5) 社会的障壁について。権利擁護専門部会でも少し発言させていただいたが、社会的障壁の定義の2行が読んでいて分かりづらい。都条例と同じ記載と書いてあるが、もし他市で分かりやすい内容のものがあれば参考にしてほしい。

【委員長】

事務局の意見は何かあるか。

【事務局】

全ての市の条例を認識できているわけではないが、このような書き方をしている自治体がいくつかあった。分かりにくい点として、2行目の『事物、制度、慣行、観念』の部分が挙げられる。東京都では、条例ではこのような書き方がされており、ハンドブックで詳しく説明している。事物とは、通行や利用がしにくい施設や設備等、物理的なもの。制度とは、利用しにくい制度。慣行とは、障がいのある方の存在を意識していない慣習や文化等。観念とは、障がいのある方への偏見等という内容が書かれている。

もう一度他の市の条例を見て、分かりやすい書き方をしているところがあれば参考にしたいと思うが、表現はこのままで、条例を詳しく説明するパンフレット・リーフレットを作成し、東京都と同じように分かりやすい説明を入れるといった案も考えている。

【委員長】

元々、権利条約で出てきた言葉を日本語にし、それを硬い言葉で解説している。今事務局が言ったような工夫で何か方策を探していただきたい。

その他意見はあるか。

8ページの第2章第3条(3)の※1、2について。この辺は多摩市の条例として非常に明確に打ち出していきたい特徴かと思うが、この条例が打ち出していきたい考え方は伝わるか。これでよろしいか。

【委員】

一人一人の障がい者に合わせてということで、とても良いと思う。障害にも様々な種類がある。定義も様々。大変だとは思いますが、障害の種類に応じた条例があってもおかしくないと思う。全体的な差別を解消する条例は本当にいいことなのか今悩んでいる。

改めて、この文章が良いのかどうか確認してほしい。一人一人の障害に合わせることは大変なことだと思うが、不安なこともある。それも含めて考えてほしい。

**【委員長】**

障がい者一人一人の状況に応じて合理的配慮が行われることはとても良いことだと評価をしていただいた。障害の種類による違いが実際にはあるので、その旨をもう少し盛り込んだ方が良いかもしれないが、それは難しい。そういった難しさを共有しておきましょうという助言をしていただいた。

他に意見はあるか。無いようなので、前文、第1章、第2章については一旦ここで検討は区切らせていただく。気がついたことがあれば、適宜発言していただきたい。

続いて第3章について。何か意見はあるか。

第3章のところでは第7条で合理的配慮の場面が例示されたことが大きな変更点。

**【委員】**

第7条について。『前条第2項』とあるが、第6条には2項がない。何を指しているのか。また、『合理的配慮をしなければならない』と断定的に書かれているところが気になる。他市では『努めなければならない』等の表現をしている。以前にも伝えたが、『しなければならない』という表現では、物理的に難しい場合の対応が厳しくなる。その点を踏まえて、他市の条例では事業所については『努めるものとする』という表現が非常に多い。『しなければならない』という表現がやはり気になる。

**【事務局】**

『前条第2項の規定』の部分は間違いなので削除させていただき、『その事務又は事業を行うにあたり、次に掲げる場合には』と訂正させていただきたい。申し訳ございませんでした。

文末の『配慮しなければならない』の表現について。昨年10月に東京都で制定された条例の中では、民間事業者も合理的配慮が義務化されている。他市の条例では、東京都の条例より制定が前の自治体では努力義務の表記が多いが、多摩市は東京都の条例より後の制定になるので、『しなければならない』という義務的な書き方になっている。

第7条では『社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしなければならない』と定めているが、第2条(4)合理的配慮の定義にて、『ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く』と書いているので、相当と認められる範囲内で合理的配慮をしなければならないという趣旨である。

**【委員長】**

都の条例で国の法律に上乗せして義務化をしており、多摩市も都条例に基づいて義務としているという説明。ただし、合意的配慮の提供については個別に実施されるものなので、合理的配慮の説明にもあるが、基本的には過重な負担がない範囲で、個別の状況に応じて調整されるものであるという理解をいただければと思う。



その他、第3章に関する意見はあるか。

【委員】

第8条 相談について。市は相談を受けたときはなるべく早く動くということを入れてほしい。

【事務局】

相談をいただいたときは早めに対応させていただくということは基本の姿勢かなと思う。具体的にどの場所にどのような表現で入れるかというところは少し検討、調整をして、そのような趣旨を入れるように調整させていただきたい。

【委員長】

文章の書き方やどこに入れるかはもう少し時間をいただきたい。次の会議のときに答えられるのではないかと思う。

その他意見はあるか。

(意見なし)

これは意見をいただきたいと思うのが12ページ、第2節 差別の相談体制の上にある※について。『庁内委員会委員より、障がい者からの発信について入れてほしいと意見があり、次のような内容を追加するか要検討。【障がいのある人及び支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障害を理由とする困難又は必要な配慮の内容について、配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする。(所沢市引用)』』とある。障がいのある方から情報発信をしてほしいという意見があるので、その趣旨を盛り込むかどうか、これについて意見をいただきたい。

【副委員長】

これを市が入りたい理由・背景を教えてください。

【事務局】

第7条2項(1)にて『障がい者が必要な配慮を申し出やすい環境を整備するよう努めること』を市と事業者の役割として書かせていただいているが、市や事業者が配慮を申し出やすい環境を整備しても、どうしても気付けない部分がある。そのようなときに一言声をかけていただければ、市や事業者も気付くことができる。このような理由から、所沢市引用の一文のような文章を入れさせていただくと相互理解・合理的配慮にも繋がるのではないかと考え、提案をさせていただいた。

【副委員長】

あまり分からない。例えばどのような場面においての合理的配慮なのか。また、『配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする』の『共有するよう』とはどのような

な場面を想定して入れたいのかイメージが浮かばない。

**【事務局】**

例えば、第2回の委員会にてバスの場面で委員よりお話いただいた内容。市や事業者が体制を整えつつも、見た目で障がいのある方が分からない場合に、気付かずに配慮をできない場面がある。そのようなときに何か一言、配慮が必要である旨を言っていただければ気付くことができる。このような事情があり、今回この一文を入れている。『配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする』と少しまわりくどい言い方になってしまったが、「市・事業者と障がいのある方が、必要な配慮はどのようなものを共有するようにしましょう」という趣旨だと考えている。

**【副委員長】**

今の説明を聞いて理解できた。今の説明のような感じで文章にした方が良いのではないか。

**【委員長】**

私もこの文の場所が適切でないと感じた。庁内委員会委員だけでなく市民委員会でも事業者の方から「配慮が必要であれば、こちらが分かっている場合があるのでできるだけ必要な配慮を申し出てもらえると配慮しやすい」という意見もあった。発信していただいた方が市・事業者・市民も分かりやすいという意見が何回か出てきているので、私はどこかに入れるといいかなと思う。

基本理念のところなのか、共生社会の実現のところなのか、この文を入れるに相応しい位置がどこなのかがまだ私も整理できていない。具体的な文章と入れる位置については検討が必要かと思う。このような整理で1回これについては引き取っていただき、次回までに再提案していただいてよろしいか。

その他何か意見はあるか。

**【委員】**

第8条第2項に市が特定相談を受けたときの業務が記載されているが、相談を受けた内容や結果は市民に報告しないのか。

**【事務局】**

現段階で条文素案の中には相談を受けた結果を市民の方にお返しする旨の内容は入っていない。調整した結果をお伝えするように考えていたところだが、条文には入ってなかったなので、他市の条例を参考にしながら入れていけるようにしたい。

**【副委員長】**

差別の相談なので、本人のプライバシーをきちんと確保した上での情報公開になるよう

に気をつけてほしい。

**【委員長】**

おっしゃる通り。相談の状況についての報告と、相談を受けて対応したが解決されない、勧告にも応じないという場合の公表とは趣旨が異なるので、そこを整理して取り扱っていただきたい。

第12条 勧告及び公表について、ここで何を狙っているのかを事務局から説明願いたい。

**【事務局】**

第12条について。助言・あっせんを行ったが従わないときにはまず勧告を行い、勧告にも従わないといったときには、どこの事業者が勧告に従っていないと公表することができるかと定めているものが第2項。

先ほど話をした「市民の方にお返しする」というのは、相談をされた方に対して結果がどうなったかを報告するという意味。先ほどは相談をされた方に対して結果を報告するということが条文に入っていなかったということを伝えた。

広く市民の方に公表することについては、副委員長も触れていたようにプライバシーの問題があるので考えていない。どのような差別の事例があったかについては第13条の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会の中で報告をする流れになると考えている。

**【委員長】**

それでは第4章、第5章の議論に入る。何か意見はあるか。

**【委員】**

第16条(4)『平易な表現』の部分を『わかりやすい表現』という言葉に変えてほしい。

**【委員長】**

今の意見に関連して委員に確認。第15条について。手話を言語として認めるという内容は重要だが、この条例の中で取り扱うべきかどうかについては多摩市と協議するという整理でよろしいか。

**【委員】**

はい。

**【委員長】**

それでは第15条はそのようにさせていただく。

**【委員】**

第4章第14条の(1)について。『市は、市民及び事業者が障害及び障がい者に関する

る理解を深めるよう、普及啓発その他必要な施策を講ずる』とあるが、もう少し具体的に書いてほしい。例えば、『～理解を深めるよう、リーフレット、ポスターの作成、ワークショップの開催等を通して普及啓発その他必要な～』という文章。具体的に書いた上で、リーフレットやポスターに関しても予算を確保していただきたいと思う。前回もお話したが、リーフレットもキャラクターを用いる等の工夫をしてほしい。最近発達障がいの方のリーフレットで、発達障がいのセサミストリートのキャラクターが起用されていたり、リカちゃん人形にも車いすの方が出てきたりしている。そのような親しみやすいものが病院や教育機関にポスターとして掲示されていたら、必要な配慮を申し出やすい環境がつかれるかもしれない。必要な配慮を申し出やすい環境の整備と言われても、何をすれば良いか戸惑う事業者も多いと思われるので、理解を深めるための取り組みを具体的にしていきたい。

**【事務局】**

理解啓発の具体的な取り組みについて、条例ということもあるので、ポスターの作成・ワークショップの開催等どこまで具体的なところを入れ込められるかについては、少し内部や条例の作りとして文書の所管課とも調整が必要。検討させていただきたい。

**【委員長】**

ここを積極的に行っているのは多摩市の特徴だと思う。既に取り組んでいるものもあるので、そこをうまく強調できる書き方ができるといいかなと感じている。

その他意見はあるか。

(意見なし)

第5章 雑則も特に意見が無いようなので、再び全体を通して意見があればどうぞ。

**【事務局】**

様々な意見ありがとうございました。事務局から説明させていただきたいところと皆様から意見をいただきたいところがあるので、少しお話をさせていただきたい。

第16条 共生社会の実現に向けた取組み(1)について。『市民委員会で「教育の機会の保障」について意見があったため反映』と書いたが、この文面については教育委員会とも十分な調整ができていない内容であるので、内容が少し変わる場合がある。ご了承ください。

また、第15条 言語としての手話の理解啓発について。少し唐突ではないかという意見があった。また、手話の言語権がまだ理解されていないのではないかという話もあった。本市が今、差別解消条例として進めているところについては、障がい者に対する差別の解消と合理的配慮の提供だけでなく、その根底にある障がい者の人権についても市民の方々に理解していただくことが重要だと考えている。

障害ごとに人権について別々に作っていくということではなく、この条例で市民の方々に知っていただける、わかっているものにしていきたい。障がい者1人1人に対

応できるようにしようという条例。障害種別ごとにどういうことが必要なのかというところは市の方で作っている「心つなぐ・はんどぶっく」等を通して市民の方々に周知していきたい。

根本的には、この条例は、市民の方々に障がい者の人権、差別の解消のベースを知ってもらうための条例だと考えている。事務局としてはその方向でいきたいと考えている。次回の委員会までに今日いただいた意見を基に条文を見直していく。委員の皆様にも今の事務局が考えている方向性について、どのように考えているか意見をいただきたい。

**【副委員長】**

教育委員会に確認されていなかった点については理解した。しかしここに書いてある文言については、ここに集まった委員の皆さんの考え、意思だと思うので、その辺も考慮してほしい。

**【委員長】**

他に第 16 条（1）について意見はあるか。

**【委員】**

今の聴覚障がい児には様々なことが起きている。例えば、特別支援学校に通うだけではなく、普通の学校と掛け持ちしている子どもが増えている。どちらの学校を希望するかということも含め、障がい者が一番良い方法を選択できるように、「教育の機会とは何なのか」ということを教育委員会と討論してほしい。

**【委員長】**

「その人に適した教育の形態、その人の意思・希望の尊重、丁寧な相談と助言」が含まれるようにという意見でよろしいか。

**【委員】**

そうです。本人の希望にあった選択、丁寧な相談と助言が必要ということ、教育委員会と討論してほしい。

**【副委員長】**

第 13 条（3）『この条例の施行状況の検討及び見直しに関する提言』について。他の自治体の条例では、条例に対する見直し期間を設けており、例えば附則等で 2 年や 3 年と書かれている。多摩市の差別解消条例では、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会というところで見直しの検討をするという理解でよろしいか。

**【事務局】**

第 13 条の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会では、条例で定めている取り組みの

進捗状況についてアドバイスをいただきたいと考えている。もし条例を改正する場合は現在の市民委員会や第 13 条の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会とは別に、また改正を検討する組織で検討を行っていくものになると考えている。

**【副委員長】**

わかりました。その旨もどこかにしっかり記載した方が良いと思う。条例が施行されてから社会状況も変わる。条例を見直す期間等も定めた方が良いのではないかと。

**【委員長】**

一つは期間を入れた方が良いのではないかとこの意見。

また、障がい者差別解消支援地域協議会がモニタリングをしていく機関となっているが、この協議会は条例のモニタリングというよりも、個別の事案についてチェックをしていく、小規模なものという印象がある。その辺も踏まえて整理をしていただき、文言化をお願いしたい。

その他意見はあるか。

**【委員】**

分かりやすい版はいつどのように作る予定か。

**【事務局】**

分かりやすい版については、条例が最終的に決まってから作りたいと考えている。

**【委員長】**

分かりやすいものにとというのは最初の会議からあった議論。それについては分かりやすい版を別途作成するという方向で整備をされたという理解でよろしいか。

**【事務局】**

条文自体も分かりやすい言葉で、という意見もいただいていたが、条文については条例等で使い回しをする表現もあるので、今の素案のような文章とさせていただき、分かりやすい版をまた別に作らせていただく。

**【委員長】**

その他意見はあるか。一通り検討いただいたので、今日の意見を反映させたものを次回の委員会で出させていただく。もし何か意見があればできるだけ今日挙げていただき、次回は今日出していただいた意見の反映・修正に焦点を当てて進めていきたい。

最後に、事務局からあったように条例の作り込みとして、障害別に詳しく書き込まなくても良いのかということの確認をさせていただく。この条例はそれぞれの障害についての書き込みは基本的には行わず、全体の障害について網羅するような書き込みでよろし

いかという確認。意見はあるか。

【委員】

この条例については良いと思う。ただ、色々な障害にあわせた丁寧な支援をするということは考えてほしい。条例をつくったから終わりではない。問題があったときに改めて色々なことを見直してほしい。基本的にはそれぞれの障害に応じた条例があるべきだと思うが、それができないのであれば全部まとめてつくってほしい。多摩市の立場として丁寧に対応してほしい。事務局の話だと引っかけるところはある。1人1人に合わせた条例はないというような感じがして気がかり。

理念通りに条例をつくってもらいたい。言葉を丁寧に選んでほしい。

【委員長】

今委員がおっしゃったことは、第2章第3条 基本理念(3)に何度か込められている。障害種別の問題も実はあるということ、共通理解を行っておく必要があるということをおの場で共有させていただいた。その考え方が全体に表されているかどうか、それに反するようなことがないかという確認は最後のチェックの際に行っていきたい。

【副委員長】

障害種別で条例には書かないことについて一つ心配なこと。他の自治体では、身体・知的・精神で分けているわけではないが、必要な合理的配慮の内容はある程度網羅されている。それぞれの障がい者は自身の困り事の内容を一番よくわかっている。絶対に入れて欲しい合理的配慮の内容があれば、入れておかないと不安は取り除けない。差別を受けたときに、条例があることを相手に知らせても「具体的事例が載っていないじゃないか」と言われ、泣き寝入りしなければならないような状況にならないようにしたい。具体的な問題が起きたときの市の解決方法等も考えてほしい。もし「これが全体の障がい者の差別をなくすための手立てになるとしたら、もっと具体的なものを載せた方が良い」という意見があれば今のうちに見直して入れておいた方が良いのかなと思う。

【委員長】

もしご意見があればというところ。意見はあるか。

(意見なし)

よろしいですか。

今副委員長がおっしゃったことは本当にその通りかと思うが、基本的には非常に個別の事例になる。相談体制のところできちんと受け止めて、その方が個別で持っている問題についてきちんと市が相談として受け止め、丁寧にそれを理解し、必要に応じて調査・調整をする。そこをきちんと機能させることを基本に置く必要がある。

全体としてはよろしいか。

それでは、概ね今回の素案について意見をいただいた。次回、いただいた意見について

<p>閉会</p>	<p>の修正案を市から出していただき、それについて検討を進めていきたい。  それでは事務局に一旦お返しする。</p> <p><b>【事務局】</b>  それでは最後に事務局から 2 点事務連絡。</p> <p>① 次回は 11 月 5 日火曜日の午後 6 時 30 分から、301 会議室で開催する。  ② 先ほど第 4 回の要点録を配布した。ご確認いただき、修正があれば 10 月 9 日水曜日までにご連絡を。</p> <p>事務局からの連絡は以上。</p> <p><b>【委員長】</b>  それでは皆様ありがとうございました。以上で第 5 回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を終了とさせていただきます。</p>
-----------	--